

令和 3 年 10 月
国 土 交 通 省
水管理・国土保全局
都 市 局
不動産・建設経済局

「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行に伴う
関係政令の整備等に関する政令案」及び
「都市計画法施行令の一部を改正する政令案」並びに
「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行に伴う
国土交通省関係省令の整備等に関する省令案」について

1. 背景

令和 3 年 5 月 10 日に「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律」（令和 3 年法律第 31 号。以下「改正法」という。）が公布され、同年 7 月 15 日にその一部が施行されたところである。今般、改正法の公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされている規定を施行するため、特定都市河川浸水被害対策法施行令（平成 16 年政令第 168 号）等の関係政令及び関係省令について、所要の改正を行う。

また、令和 2 年 11 月 27 日に公布された「都市再生特別措置法施行令及び都市計画法施行令の一部を改正する政令（令和 2 年政令第 337 号。以下「令和 2 年政令」という。）」において改正を行った都市計画法施行令（昭和 44 年政令第 158 号）の規定につき、今般の改正法において措置した事項を反映させるため、所要の改正を行う。

2. 改正の概要

I. 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案関係

（1）特定都市河川浸水被害対策法施行令の一部改正

① 改正法により、特定都市河川浸水被害対策法（平成 15 年法律第 77 号）第 11 条第 1 項において、特定都市河川流域において雨水貯留浸透施設の設置及び管理をしようとする者（地方公共団体を除く。）は雨水貯留浸透施設整備計画を作成し、都道府県知事等の認定を申請することができることとされ、同法第 16 条において、国又は地方公共団体は、当該計画の認定を受けた事業者に対し、予算の範囲内で、政令で定めるところにより、認定計画に係る雨水貯留浸透施設の設置に要する費用の一部を補助することができることとされた。これを受け、国又は地方公共団体による当該事業者に対する補助金の額について定めることとする。

② 改正法により、特定都市河川浸水被害対策法第 55 条第 1 項において、同法第 53 条第 1 項に基づき都道府県知事等が指定する貯留機能保全区域内の土地で盛土等の行為をしようとする者は、当該行為の種類等の事項を都道府県知事等に届け出なければならないこととされているところ、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの等については、この限りでないこととされている。このため、貯留機能保全区域内の土地において届出を要しない行為として、貯留機能保全区域内の土地の維持管理のために行う行為等

を定めることとする。

- ③ 改正法により、特定都市河川浸水被害対策法第 56 条第 1 項において、都道府県知事等は、洪水又は雨水出水が発生した場合には建築物が損壊するなどし、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為及び一定の建築物の建築等の制限をすべき土地の区域を「浸水被害防止区域」として指定することができることとされ、当該区域内において事前に都道府県知事等の許可が必要とされる一定の開発行為（以下「特定開発行為」という。）に該当することとなる土地の形質の変更等の内容については、政令で定めることとされている。これに対応し、以下の措置を講ずることとする。
- ・ 特定開発行為に該当することとなる土地の形質の変更は、切土であって、当該切土をした土地の部分に高さが二メートルを超える崖を生ずることとなるもの等とする。
 - ・ 高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校及び医療施設のうち特定開発行為に係る制限用途に関する予定建築物は、老人福祉施設その他これらに類する施設、幼稚園及び特別支援学校並びに病院、一定の診療所及び助産所とする。
 - ・ 特定開発行為・特定建築行為（浸水被害防止区域内において事前に都道府県知事等の許可が必要とされる一定の建築行為をいう。以下同じ。）の制限の適用除外となる行為は、非常災害のために必要な応急措置として行う開発行為・建築等とする。
 - ・ 特定建築行為の許可の基準のうち、床面の高さを基準水位以上の高さにすべき居室について、住宅の用途に供する建築物にあっては、居間、食事室、寝室などの居住のための居室等とすること等とする。
 - ・ 特定建築行為着手の制限の例外となる工事は、根切り工事等とする。
- ④ 改正法により、特定都市河川浸水被害対策法第 79 条において、国は、流域水害対策計画（特定都市河川の河川管理者及び特定都市河川流域の区域の全部又は一部をその区域に含む都道府県及び市町村の長等が共同して定めることとされている、特定都市河川流域における浸水被害の防止を図るために対策に関する計画をいう。以下同じ。）に基づく事業であって、雨水貯留浸透施設の整備等を実施する地方公共団体に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、当該事業に要する費用の一部を補助することができることとされた。これを受け、国の地方公共団体に対する補助金の額を定めることとする。

（2）下水道法施行令（昭和 34 年政令第 147 号）の一部改正

- ① 下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 4 条第 1 項においては、公共下水道管理者が公共下水道を設置する場合には、あらかじめ、事業計画を定めることとされている。また、同条第 2 項において、都道府県が設置する公共下水道の事業計画及び指定都市が設置する公共下水道の一定の事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣に協議しなければならないこととされている。さらに、同条第 6 項において、当該事業計画の変更の際にも、政令で定める軽微な変更を除き、当該事業計画の策定の際と同様の協議等の手続きを講ずることとされている。

今般、改正法により、下水道法第 5 条第 2 項において、事業計画に記載ができる事項として、浸水被害の発生を防ぐべき目標となる降雨（以下「計画降雨」という。）が規定されたことを受け、下水道法施行令第 4 条の 2 を改正し、計画降雨の設定又は変更に係る指定

都市が設置する公共下水道の事業計画を策定又は変更する際には、国土交通大臣ではなく都道府県知事と協議をすることとする。また、同令第5条の2を改正し、公共下水道管理者が計画降雨の設定又は変更に係る事業計画の変更を行う際には、事業計画の策定の際と同様の協議等の手続を求ることとする。

② 改正法により、下水道法第25条の10第1項において、同法第25条の2に規定する浸水被害対策区域（特定都市河川浸水被害対策法第2条第2項に規定する特定都市河川流域の区域を除く。）における、民間事業者等が雨水貯留浸透施設の設置及び管理に関する計画（以下、「雨水貯留浸透施設整備計画」という。）を作成し、公共下水道管理者の認定を申請することができる制度が創設されたところ。また、同法第25条の15において、国又は公共下水道管理者である地方公共団体は、当該計画の認定を受けた事業者（以下「認定事業者」という。）に対し、予算の範囲内で、政令で定めるところにより、認定計画に係る雨水貯留浸透施設の設置に要する費用の一部を補助することができることとされたところ。これを受け、下水道法施行令を改正し、国や地方公共団体による認定事業者に対する補助金の額を定めることとする。

③ 改正法により、下水道法第7条の2、第25条の30及び第31条の規定に基づき、公共下水道、流域下水道及び都市下水路（以下「公共下水道等」という。）の下水道管理者には、排水施設を補完する施設のうち、河川その他の公共の水域又は海域から当該排水施設への逆流を防止するために設けられる樋門又は樋管（以下「樋門等」という。）の操作規則の策定が義務付けられたところ、当該規則に定めた方法に基づき樋門等の操作を的確に行うためには、操作を伴う樋門等について適切な維持管理が行われる必要がある。また、操作を伴わない樋門等についても、適切な維持管理が行われなければ、樋門等が開閉できず、増水した河川等からの排水施設への逆流により浸水被害が発生するおそれがある。樋門等を含む都市下水路の維持管理に関して必要な技術上の基準については、下水道法第28条第2項において、政令で定める基準を参照して都市下水路管理者である地方公共団体の条例で定めることとされているところ、下水道法施行令第18条を改正し、都市下水路の維持管理の参照基準として、樋門等の点検は1年に1回以上行うことと定めることとする。

（3）河川法施行令（昭和40年政令第14号）の一部改正

改正法により、流域全体を俯瞰し、あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」を推進する観点から、特定都市河川浸水被害対策法や河川法（昭和39年法律第167号）をはじめとする河川関係の各法律において、流域における被害防止等のための様々な取組の促進に関する事項が位置付けられたところ。これを受け、河川整備の基礎となる河川整備基本方針及び河川整備計画の作成の準則を定める河川法施行令第10条において、洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項の考慮要素として「流域の現在及び将来の気象の状況並びに土地利用の現状及び将来の見通し」を追加する等の措置を講ずることとする。

（4）宅地建物取引業法施行令（昭和39年政令第383号）の一部改正

宅地建物取引業法施行令第2条の5各号において列举する法令に基づく許可等の処分について、改正法による改正後の特定都市河川浸水被害対策法第57条第1項、第62条第1項、第66条及び第71条第1項を追加するとともに、同令第3条第1項各号において列举する法令に基づく制限について、改正法による改正後の特定都市河川浸水被害対策法第24条、第55

条第1項、第57条第1項、第62条第1項、第66条及び第71条第1項を追加する等の改正を行う。

(5) 地方住宅供給公社法施行令（昭和40年政令第198号）等の一部改正

改正法により、浸水被害防止区域内において特定開発行為又は特定建築行為（これらの行為に係る許可を受けた後に、当該行為に係る工事の計画等を変更する場合を含む。以下同じ。）を行う者は、あらかじめ都道府県知事等の許可を受けなければならないこととされたところ、国又は地方公共団体が行うこれらの行為については、許可権者たる都道府県知事等との協議が成立することをもって当該許可を受けたものとみなす（以下「許可の特例」という。）こととされた。これを受け、法令に定められた公益性の高い業務の一環として、特定開発行為又は特定建築行為を行うことが想定される地方住宅供給公社等についても、これらを国又は地方公共団体等とみなして、許可の特例が適用されることとする。

(6) 不動産特定共同事業法施行令（平成6年政令第413号）の一部改正

不動産特定共同事業法施行令第7条各号において列挙する法令に基づく許可等の処分について、改正法による改正後の特定都市河川浸水被害対策法第57条第1項、第62条第1項、第66条及び第71条第1項を追加する等の改正を行う。

(7) 都市再生特別措置法施行令（平成14年政令第190号）の一部改正

改正法により、都道府県知事等は、一定の開発行為及び一定の建築物の建築等の制限をすべき土地の区域を「浸水被害防止区域」として指定することができることとされたところ。都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）に基づき、立地適正化計画に記載する都市の居住者の居住を誘導すべき区域（以下「居住誘導区域」という。）は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第39条第1項に規定する災害危険区域等の災害リスクの高いエリアについては定めないものとしていることを踏まえ、居住誘導区域を定めない区域に浸水被害防止区域を追加することとする。

(8) その他所要の規定の整備を行う。

II. 都市計画法施行令の一部を改正する政令案関係

改正法により、都道府県知事等は、一定の開発行為及び一定の建築物の建築等の制限をすべき土地の区域を「浸水被害防止区域」として指定することができることとされたところ。令和2年政令により、災害危険区域等の災害リスクの高いエリアについて、市街化調整区域において都道府県の条例に基づき特例的に開発が認められる区域（以下「条例区域」という。）に原則として含まないこととされたことを踏まえ、条例区域に原則として含まない区域に浸水被害防止区域を追加することとする。

III. 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令案関係

(1) 特定都市河川浸水被害対策法施行規則（平成16年国土交通省令第64号）の一部改正

① 改正法により、特定都市河川浸水被害対策法第11条第1項において、特定都市河川流域

において雨水貯留浸透施設の設置及び管理をしようとする者（地方公共団体を除く。）は雨水貯留浸透施設整備計画を作成し、都道府県知事等の認定を申請することができることとされ、当該計画の記載事項や認定基準の詳細等は省令において定めることとされた。これを受け、当該計画の記載事項として、雨水貯留浸透施設の設置の工事の実施時期を規定すること等とともに、当該計画の認定基準の詳細は次のとおりとする。

- ・ 当該計画に係る雨水貯留浸透施設の規模は、総貯留量から雨水浸透阻害行為（改正後の同法第30条に規定する雨水浸透阻害行為をいう。）の対策工事により確保すべき貯留量を除いた貯留量が原則として30立方メートル以上のものとする。
 - ・ 当該計画に係る雨水貯留浸透施設の構造及び設備の基準は、堅固で耐久力を有する構造であること等とする。
 - ・ 当該計画に係る雨水貯留浸透施設の管理の方法の基準は、当該施設の修繕が計画的に行われるものであること等とする。
 - ・ 当該計画に係る雨水貯留浸透施設の管理期間は、原則として10年以上とする。
- ② 改正法により、特定都市河川浸水被害対策法第19条第1項において、地方公共団体は、特定都市河川流域内に存する、都道府県知事等の認定を受けた雨水貯留浸透施設整備計画に基づき設置された雨水貯留浸透施設を自ら管理する必要があると認めるときは、当該施設の所有者等との間において、管理協定を締結して、当該雨水貯留浸透施設の管理を行うことができることとされ、当該管理協定の基準等の詳細は省令において定めることとされた。これを受け、当該管理協定の基準は、協定の有効期間が5年以上50年以下とすること等とする。
- ③ 改正法により、特定都市河川浸水被害対策法第54条第1項において、都道府県知事等は、貯留機能保全区域を指定したときは、省令で定める基準を参考して、都道府県等の条例で定めるところにより、当該貯留機能保全区域内に、当該区域である旨を表示した標識を設けなければならないこととされた。これを受け、当該標識には、貯留機能保全区域の名称、指定番号、管理者及びその連絡先等を明示しなければならないことと等とする。
- ④ 改正法により、特定都市河川浸水被害対策法第55条第1項において、貯留機能保全区域内の土地において、盛土、塀の設置その他これらに類する行為で当該土地が有する河川の氾濫に伴い浸入した水又は雨水を一時的に貯留する機能を阻害するものとして省令で定めるものをしようとする者は、当該行為に着手する日の30日前までに、省令で定めるところにより、行為の種類等を都道府県知事等に届け出なければならないこととされた。これを受け、貯留機能保全区域内の土地における届出を要する行為は、改正法により定められた盛土、塀の設置のほか、止水壁その他の地表水の流れを妨げる物件の設置とする。また、貯留機能保全区域内の土地における行為の届出手続等について定めることとする。
- ⑤ 改正法により、特定都市河川浸水被害対策法第58条第1項・第67条第1項に基づき、特定開発行為・特定建築行為の許可を受けようとする者は、省令で定めるところにより、所定の事項を記載した申請書に所定の図書を添付して提出しなければならないこととされた。これを受け、当該申請書の様式及び添付図書等を定めることとする。
- ⑥ 改正法により、特定都市河川浸水被害対策法第59条において、都道府県知事等は、特定開発行為の許可があったときは、当該行為に関する工事の計画が、擁壁の設置その他の洪水又は雨水出水が発生した場合における特定開発をする区域内の土地の安全上必要な措置を省令で定める技術的基準に従い講ずるものであり、かつ、その申請の手続がこの

法律及びこの法律に基づく命令の規定に違反していないと認めるときは、その許可をしなければならないこととされた。これを受け、当該許可を受けるに当たり講ずる安全上必要な措置に係る技術的基準として、以下の基準を定める。

- ・ 地盤について講ずる措置に関する基準
- ・擁壁の設置に関する基準
- ・擁壁の構造等に関する基準
- ・特定開発行為によって生ずる崖の崖面について講ずる措置に関する基準
- ・上記の崖の上端の周辺の地盤等について講ずる措置に関する基準
- ・排水施設の設置に関する基準

- ⑦ 改正法により、特定都市河川浸水被害対策法第68条第1項において、都道府県知事等は、特定建築行為の許可の申請があったときは、対象となる建築物が洪水又は雨水出水に対して安全な構造のものとして省令で定める技術的基準に適合する等、一定の基準を満たすものであり、かつ、その申請の手続がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反していないと認めるときは、その許可をしなければならないこととされた。これを受け、当該技術的基準として、流域水害対策計画において定められた都市浸水の発生を防ぐべき目標となる降雨が生じた場合に想定される洪水又は雨水出水の作用に対して安全なものとして国土交通大臣が定める構造方法を用いるものであることを定めることとする。
- ⑧ 特定都市河川、特定都市河川流域、貯留機能保全区域、浸水被害防止区域の指定の公示等は、都道府県等の公報又はウェブサイトへの掲載等により行うこととする。

(2) 下水道法施行規則（昭和42年建設省令第37号）の一部改正

- ① 今般、改正法により、下水道法第5条第2項において、事業計画に記載ができる事項として、計画降雨が規定されたところ、同法第5条第4項においては、事業計画の記載方法や記載に関し必要な事項は、省令で定めることとされている。このため、下水道法施行規則第4条を改正し、事業計画の内容を明らかにする図面として計画降雨に対する浸水被害の発生を防ぐべき区域及び水深を示した図を追加するとともに、同条に基づく各種様式について、計画降雨を記載するための調書を追加することとする。
- ② 改正法により、下水道法第7条の2、第25条の30及び第31条の規定に基づき、公共下水道等の下水道管理者には、^ひ樋門等の操作規則の策定が義務付けられたところ、当該規則に定めた方法に基づき^ひ樋門等の操作を的確に行うためには、^ひ樋門等について適切な維持管理が行われる必要がある。また、操作を伴わない^ひ樋門等についても、適切な維持管理が行われなければ、^ひ樋門等が開閉できず、増水した河川等からの排水施設への逆流により浸水被害が発生するおそれがある。^ひ樋門等を含む公共下水道又は流域下水道に係る下水道の維持等に関する技術上の基準については、下水道法第7条の3第2項に基づく下水道法施行令第5条の12第2項において、省令で定めることとされている。このため、下水道法施行規則第4条の5を改正し、公共下水道又は流域下水道の維持等に関する技術上の基準として、^ひ樋門等の点検は1年に1回以上行うこと等を定めることとする。また、下水道法施行規則第4条を改正し、同条に基づく各種様式の記載事項に、^ひ樋門等の点検の方法や頻度を追加する。
- ③ 改正法により、下水道法第25条の10において、同法に定める浸水被害対策区域（特定都市河川流域の区域を除く。）における雨水貯留浸透施設整備計画を作成し、公共下水道管

理者の認定を申請することができることとされ、当該計画の記載事項や認定基準の詳細等は省令において定めることとされた。これを受け、当該計画の記載事項として、雨水貯留浸透施設の設置の工事の実施時期を規定すること等とともに、当該計画の認定基準の詳細は次のとおりとする。

- ・ 当該計画に係る雨水貯留浸透施設の規模は、雨水を貯留する容量が原則として 30 立方メートル以上のものとする。
- ・ 当該計画に係る雨水貯留浸透施設の構造及び設備の基準は、雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を維持するために必要な設備を備えたものであること等とする。
- ・ 当該計画に係る雨水貯留浸透施設の管理の方法の基準は、当該施設の修繕が計画的に行われるものであること等とする。
- ・ 当該計画に係る雨水貯留浸透施設の管理期間は、原則として 10 年以上とする。

(3) 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律施行規則（昭和 47 年自治省令第 28 号）の一部改正

改正法により、防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭和 47 年法律第 132 号）第 1 条において、集団移転促進事業の対象区域に浸水被害防止区域が追加されたところ。また、集団移転促進事業の対象となる移転先の住宅団地の規模については、防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律施行令（昭和 47 年政令第 432 号）第 1 条の規定に基づき、5 戸を下らない範囲内で省令で定める戸数の住宅を集団的に建設することができる規模とされている。これに対応し、地方公共団体が整備する住宅団地の規模の要件について 5 戸が適用される区域の対象に、浸水被害防止区域を追加することとする。

(4) 日本下水道事業団法施行規則（昭和 47 年建設省令第 28 号）の一部改正

改正法により、下水道法第 25 条の 17 及び特定都市河川浸水被害対策法第 18 条において、日本下水道事業団（以下「事業団」という。）は、両法の枠組における認定を受けた雨水貯留浸透施設整備計画に係る雨水貯留浸透施設の設置、設計及び工事の監督管理の業務（以下「認定雨水貯留浸透施設設置等業務」という。）を行うことができることとされた。また、改正法により、日本下水道事業団法（昭和 47 年法律第 41 号）第 26 条第 2 項において、事業団の業務範囲に、認定雨水貯留浸透施設設置等業務が追加されたところ。他方、日本下水道事業団法第 28 条第 1 項において、業務を開始する際は、省令で定めた事項を記載した業務方法書を作成し、国土交通大臣の認可を受けなければならないこととされている。このため、日本下水道事業団法施行規則第 1 条を改正し、認定雨水貯留浸透施設設置等業務を業務方法書の記載事項として追加することとする。

(5) 都市再生特別措置法施行規則（平成 14 年国土交通省令第 66 号）の一部改正

浸水被害防止区域等の居住誘導区域を定めないものとする区域を居住誘導区域から除外するための立地適正化計画の変更について、都市計画審議会の意見聴取等の手続が不要となる軽微な変更とする。

(6) その他所要の規定の整備を行う。

3. 今後のスケジュール（予定）

- 公 布：令和3年10月下旬～11月上旬
- 施 行：I 及びIII…令和3年10月下旬～11月上旬（改正法の施行の日）
II…令和4年4月1日